「ご契約のしおり・約款」変更のお知らせ

（2026 年 1 月版）

●「ご契約のしおり・約款」の記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。
まことに恐縮ですが、「ご契約のしおり・約款」と合わせてご一読・保管くださいますようお願いいたします。

対象のご契約のしおり・約款
▽無配当終身認知症・生活介護年金保険（低解約払戻金型）　（001）(2025年4月版) (商品名：Ｍｙ介護Ｂｅｓｔプラス、たんぽぽプラス) ▽無配当逓増認知症治療終身保険[Ｉ型]（無解約払戻金型）　（001）(2025年4月版) (商品名：認知症治療終身保険、たんぽぽ認知症治療保険)
対象の約款・特約
【1】　ご契約のしおり 【2】　取扱総則規定約款 【3】　取扱総則規定約款　別表 【4】　取扱総則規定約款　請求書類別表

【１】「ご契約のしおり」の変更

１．「税金について【1】生命保険料控除について　■所得税の所得控除額」について、つぎの内容を追加します。

※23歳未満の扶養親族がいる世帯の場合、一般生命保険料について下表のとおりとなり、令和8年(2026年)分に適用されます。ただし、合計適用限度額(*)は120,000円から変更ありません。

年間払込保険料	総所得金額から控除される金額
30,000円以下のとき	全額
30,000円をこえ60,000円以下のとき	（年間払込保険料×1/2）＋　15,000円
60,000円をこえ120,000円以下のとき	（年間払込保険料×1/4）＋　30,000円
120,000円をこえるとき	一律60,000円

＊「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」全体の所得税の控除限度額

【2】「取扱総則規定約款」の変更

１．第14条第5項・第6項を、つぎのとおり変更します。

（重大事由による解除）
第14条（途中省略）
⑤　前項の規定にかかわらず、第１項第４号の規定により保険契約を解除し、給付金等の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し給付金等を支払わない場合で、保険契約のうち支払われない給付金等に対応する部分の解約払戻金があるときには、会社は、その部分の各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。

⑥　第１号に定める保険契約については、第２号から第４号までに定めるとおり取り扱います。
(1) 本項の規定の適用となる保険契約はつぎのとおりとする。
ア．個人年金保険契約等
イ．無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約
ウ．無配当終身生活介護年金保険契約、無配当終身生活介護年金保険〔Ｉ型〕契約または無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約（以下「終身生活介護年金保険契約」といいます。）
エ．無配当収入保障保険契約、無配当特定疾病収入保障保険契約、無配当介護収入保障保険契約、無配当生活介護収入保障保険契約、無配当就業不能収入保障保険(001)契約、無配当就業不能収入保障保険〔Ｉ型〕契約、無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕契約、無配当介護就業不能収入保障保険〔Ｉ型〕契約または無配当介護就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕契約（以下「収入保障保険契約」といいます。）
オ．無配当選択緩和型認知症治療年金保険契約

(2) 前号に定める保険契約について、年金の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し年金を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない年金に対応する部分のみを解除するものとします。

(3) 第１号に定める保険契約について、年金支払開始日以後に第３項から前項までの規定を適用するときは、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えて適用します。

(4) 第１号のア．からエ．までに定める保険契約について、年金支払開始日以後に解除事由が生じ、第４項および前項の規定を適用するときは、「各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金」とあるのは「各普通保険約款の第１編（普通規定）に定める年金の一括前払の際の支払金額」と読み替えて適用します。

2．第18条第4項・第12項を、つぎのとおり変更します。

（保険契約の更新）
第18条（途中省略）
④　つぎの各号については、それぞれ更新後と更新前で同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、更新後の保険期間を変更することがあります。この場合、更新後の保険期間は、更新前の保険契約の保険料の払込が免除されている場合を除き、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。
(1) 保険期間
(2) 保険契約の型
(3) 支払限度の型
(4) 生存給付金の形式
(5) 年金支払満了年齢
(6) 最低支払保証期間
(7) 年金保障期間

（途中省略）

⑫　保険契約が更新された場合、つぎの規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。
(1) 給付金等（満期保険金、生存給付金、満期祝金および健康祝金を除きます。）の支払
(2) 給付金等の支払限度
(3) 保険料の払込免除
(4) 告知義務および告知義務違反による解除
(5) 責任開始期前のガン診断確定による無効
(6) ガン責任開始日前のガン診断確定による無効等に関する規定
(7) 責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効
(8) 認知症診断責任開始日前の軽度認知障害または器質性認知症に該当していたことによる無効
(9) 認知症責任開始日前の原因による無効
(10)削減期間

3．第19条第6項・第11項を、つぎのとおり変更します。

（保険期間が終身の保険契約への変更）
第19条（途中省略）

⑥　変更後契約の保険契約の型、支払限度の型および年金保障期間は、それぞれ変更前契約の保険契約の型、支払限度の型および年金保障期間と同一とします。

（途中省略）

⑪　変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
(1) 給付金等の支払
(2) 給付金等の支払限度
(3) 保険料の払込免除
(4) 告知義務および告知義務違反による解除
(5) 責任開始期前のガン診断確定による無効
(6) ガン責任開始日前のガン診断確定による無効等に関する規定
(7) 責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効
(8) 認知症診断責任開始日前の軽度認知障害または器質性認知症に該当していたことによる無効
(9) 認知症責任開始日前の原因による無効
(10)削減期間

【3】「取扱総則規定約款」別表の変更

1．「30．器質性認知症および器質性認知症による会社所定の状態　②器質性認知症による会社所定の状態、30.②の備考①Ａ」を、つぎのとおり変更します。

30．器質性認知症および器質性認知症による会社所定の状態

（途中省略）

②　器質性認知症による会社所定の状態
「器質性認知症による会社所定の状態」とは、器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると医師によって診断確定されたときをいいます。

30．②の備考
①　器質性認知症と医師によって診断確定されたとき
Ａ　「器質性認知症と医師によって診断確定されたとき」とは、つぎのアおよびイのすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により認知機能検査および臨床検査（本30．において画像検査を含みます。）を用いて診断確定された場合をいいます。ただし、信頼性があるものとして広く通用している認知機能検査において明らかな器質性認知症の症状を確認できたことその他の事情にもとづき、臨床検査を行わなくとも器質性認知症に罹患していると医師が明確に認めた場合には、臨床検査を行わない診断確定も認めることがあります。
ア　脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
イ　正常に成熟した脳が、前アによる器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

【4】「取扱総則規定約款」「請求書類別表」の変更

１．「①給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類」「20.認知症治療保険等」を、つぎのとおり変更します。

項目		必要書類
20．認知症治療保険金等	・認知症治療保険金 ・認知症治療給付金 ・認知症診断保険金 ・第１回の終身認知症治療年金 ・第１回の認知症治療年金 ・軽度認知障害保険金 ・認知症等要後見状態保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、認知症治療保険金等の受取人と同一人の場合は不要） (4) 認知症治療保険金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券 (7) 成年後見に関する登記事項証明書 (8) 任意後見監督人選任以後の登記事項証明書
	・第２回以後の終身認知症治療年金 ・第２回以後の認知症治療年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 終身認知症治療年金または認知症治療年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書

太陽生命保険株式会社

【本社】
〒103-6031　東京都中央区日本橋2丁目7番1号
【お客様サービスセンター】
電話番号　0120-97-2111（通話無料）
営業時間　月～金曜日　9時～18時　　土曜日　9時～17時
（日曜日・祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は休業します）

個-980-25-530(2025/12/12)